令和７年１０月３１日
文　部　科　学　省
総合教育政策局日本語教育課

# ICT を活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト運用保守等業務に関する民間競争入札実施要項に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「ICT を活用した『生活者としての外国人』のための日本語学習サイト運用保守等業務に関する民間競争入札実施要項」について、令和７年１０月１４日から令和７年１０月２８日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計６件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

| 主な意見の概要 | 文部科学省の考え方 |
| --- | --- |
| 本事業は、地方在住の外国人が日本語を学び、生活定着や社会参加を促す重要な施策であると考えます。<br>意見として、以下を最低条件に含めることを提案します。<br>1. 学習者支援計画の提出<br>単にサイトを運営するだけでなく、学習者の獲得方法や学習支援の具体策を明示すること。<br>2. 効果測定方法の提出<br>学習者の日本語能力向上や生活状況の変化を確認する方法を提案義務に含めること。<br>3. 周知・アクセス確保<br>このような学習の機会を設けても、日本語理解が十分でない層は本事業に気付けず、学習の機会を掴むことができない。<br>そのため、地域の行政やNPO、学校との連携など、周知計画を評価項目に含めること。<br><br>これにより、意欲的に学習者を支援する団体が選定され、政策の趣旨がより確実に達成されるのではないでしょうか。 | 本事業は、日本語学習サイトの運用保守を担う業務ですが、別途入札実施予定の「ICTを活用した『生活者としての外国人』のための日本語学習サイト充実のための調査・コンテンツ制作等業務」において、御指摘の内容についても実施予定としています。<br>そのため、今回の入札実施では原案のままとさせていただきますが、いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）について、入札の条件に国がないが、外国企業でも入札できるのか。<br><br>次期受託者に引き継ぐ場合が書かれているが、引き継ぐ先の条件がない。どんな企業でも受託できることになるのではないか。 | 入札参加資格に関する事項を満たしている場合には、日本企業か外国企業かに関わらず、入札へ参加することができます。<br>次期受託者の選定にあたっては、技術審査において仕様書の内容や応札要件を満たしていることの審査を行い、本業務を遂行可能な事業者であることを確認します。<br>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 |

| | |
|---|---|
| 競争参加資格確認のための書類について<br>＞ウ．誓約書<br>＞1 本請負を仕様書のとおり完了できることを証明する書類<br>＞2 暴力団等に該当しない者であることを証明する書類<br>とあるが、そのイとウについて、誓約書と証明書類は別のものであると思われるので、「誓約書」と「証明する書類」について分け、それぞれ提出させるべきと考える。<br>また、他の「反社会勢力」は「暴力団等」とは別の扱いである事もあるので、「暴力団等に該当しない」という部分について、「暴力団等の反社会勢力又はそれらによる事務への支配的影響を受けているものに該当しない」とした方がよいのではないか。 | 誓約書の様式中に、「契約の相手方として不適当な者」及び「契約の相手方として不適当な行為をする者」について、具体的に記載しており、御指摘の内容も含んでいるため、原案のままとさせていただきます。<br>いただいた御意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 |

○　今回の意見募集の対象としていた事項でないものについては、個別の回答はいたしません。